

長野市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、長野市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成26年2月24日

長野市監査委員	鈴木栄一
同	轟光昌
同	小林義直
同	小林治晴

措置の通知書

平成 25 年度 定期監査（前期）（25 監査第 51 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p>2 支出事務</p> <p>(2) 確認検査を適正に行うべきもの (報告書 3 ページ)</p> <p>業務委託契約について、監督職員と同一人が検査職員として確認検査を実施していた。長野市契約規則第 52 条では、監督職員及び検査職員の兼職を禁止している。契約規則に基づき、適正な検査を徹底されたい。</p> <p>(川中島支所・豊野支所)</p>	<p>監督、検査の業務分担が不明瞭であることが原因であったため、所属内において、監督、検査の業務に従事する職員の分担を明確にし、監督職員と検査職員が同一人とならないよう、徹底することで改善を図った。</p> <p>(川中島支所)</p> <p>業務委託契約の検査手続きを熟知していなかったことが原因であったため、契約規則に基づき、監督職員と検査職員を別の者とするを徹底することにより改善を図った。</p> <p>(豊野支所)</p>